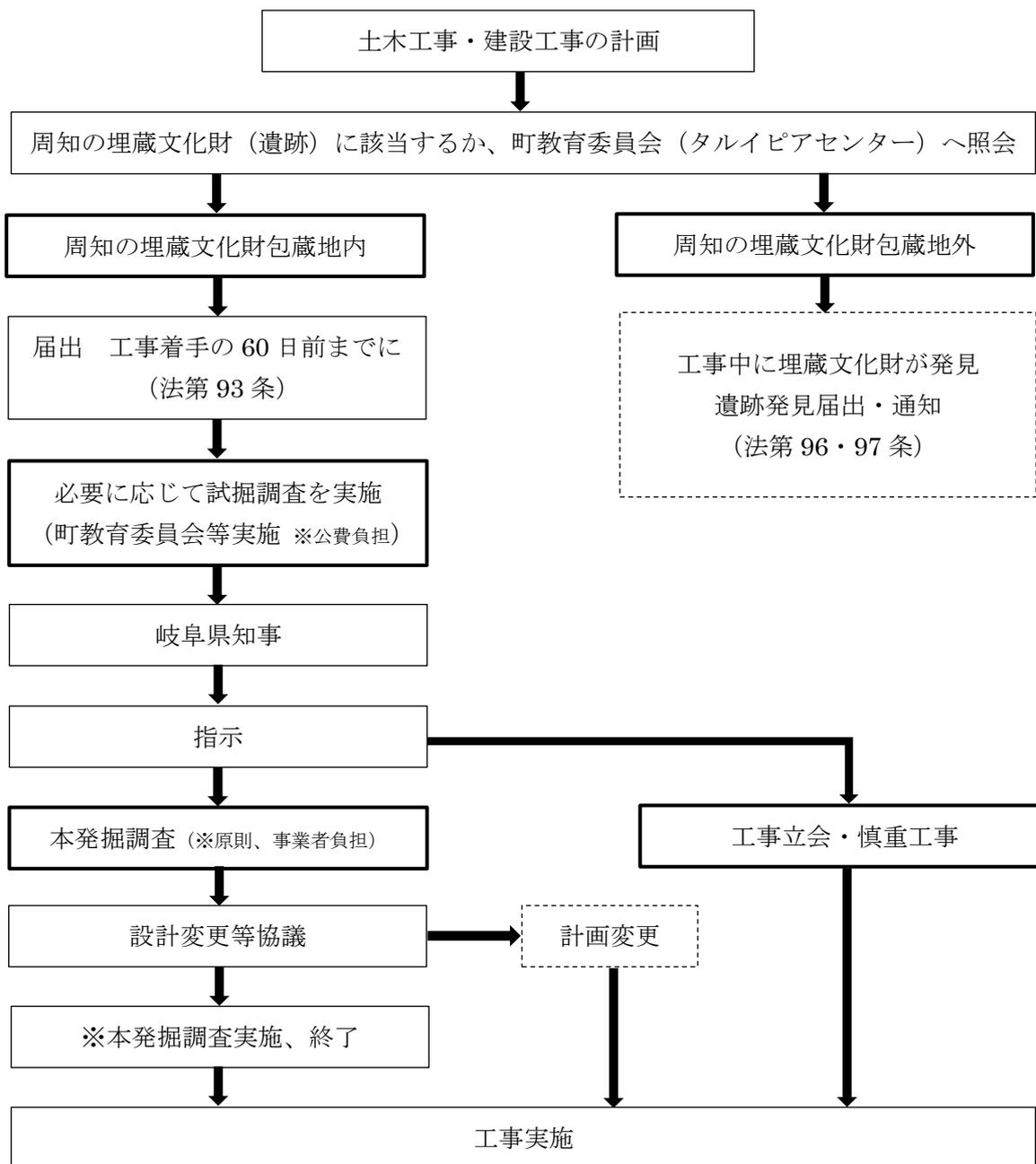


# 埋蔵文化財の取扱いについて

文化財保護法では、埋蔵文化財の存在が知られている土地は「周知の埋蔵文化財包蔵地（以下、遺跡）」と呼ばれ、土木工事等から保護するため、様々な手続きが定められています。遺跡の範囲は、町教育委員会タルイピアセンターの『垂井町遺跡地図』で照会できます。垂井町内での埋蔵文化財の取り扱いと主な手続きの流れは次のとおりです。



## 【問合せ先】

垂井町教育委員会 タルイピアセンター 埋蔵文化財担当

〒503-2121 岐阜県不破郡垂井町 2443-1 TEL:0584-23-3746 FAX:0584-23-3745

E-mail: taruipia@town.tarui.lg.jp